

## くらしの省エネ新エネ普及促進協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、くらしの省エネ新エネ普及促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、地球温暖化の原因となる CO<sub>2</sub>の削減に向けて、行政、事業者及び県民が互いに協力し、暮らしの中で、省エネ機器や新エネ設備等の普及促進を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、この会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 省エネルギー機器や新エネルギー設備等に関する情報提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的達成に必要な事業に関する事。

### (組織)

第4条 協議会は、この会の目的の趣旨に賛同し、これを実践する別表に掲げる会員をもって組織する。

### (役員)

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名及び監事2名を置くこととする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 4 監事は、協議会の会計状況を監査し、その結果を協議会に報告する。
- 5 会長は、会員の互選により選出する。
- 6 副会長及び監事は、会員のうちから会長が任命する。
- 7 役員任期は2年とする。

### (協議会)

第6条 協議会は必要に応じて会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれを務める。
- 3 協議会の議事は、出席会員の過半数で決議し、可否同数のときは議長が決する。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、香川県地球温暖化防止活動推進センター内に置く。

(会計)

第8条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年7月28日より施行する。

この規約は、平成23年10月6日より施行する。

この規約は、平成27年8月24日より施行する。

この規約は、平成28年5月17日より施行する。

この規約は、平成30年5月24日より施行する。

この規約は、令和元年5月14日より施行する。

この規約は、令和2年4月1日より施行する。

別 表 (第4条関係)

会 員 名 簿

香川大学経済学部 教授 古川 尚幸
香川県家電流通協議会
香川県電機商業組合
四国電力株式会社香川支店
四国ガス株式会社高松支店
一般社団法人香川県設備設計事務所協会
三電計装株式会社
三宅産業株式会社
セキスイハイム東四国株式会社香川支店
中庭住宅株式会社
特定非営利活動法人太陽光発電所ネットワーク 丸岡 忠
1985四国ネットワーク
香川県婦人団体連絡協議会
香川県地球温暖化防止活動推進センター
高松市
香川県